平成２３年（フ）第２６８号
兵庫県明石市朝霧山手町１番６号
債務者　山地　和興
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　智子
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６９号
兵庫県明石市朝霧山手町１番６号
債務者　山地　玲子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　智子
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３９号
北海道旭川市東旭川北１条７丁目10番10号
債務者　澤谷　倫男
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　裕治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６５０号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目４番７号
債務者　二村　　豊
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２号
北海道北見市春光町２丁目152番地
債務者　田中　敏和
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野呂　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
秋田県鹿角市十和田末広向イ平55―３、住民票上の住所埼玉県飯能市大字南川772番地６
債務者　福山　利夫
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　賢治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３９号
秋田県鹿角市十和田末広向イ平55―３、住民票上の住所埼玉県飯能市大字南川772番地６
債務者　福山　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　賢治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９６号
埼玉県所沢市大字上山口149番地の６
債務者　増田　有紀
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３１号
埼玉県日高市大字南平沢1084番地９
債務者　渡邉　　茂
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１４２号
埼玉県飯能市大字阿須781番地28
債務者　佐藤　与松
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３９８号
大阪府箕面市桜井２丁目11番８号
債務者　島田由緑こと　島田ゆかり
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７８２号
大阪市東成区深江北２丁目10番26号
債務者　玉城　幸男
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２号
香川県丸亀市飯山町西坂元1207番地８
債務者　三﨑　　浩
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３３号
香川県丸亀市飯山町西坂元1207番地８
債務者　三﨑　公代
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２３年（フ）第６７号
鹿児島県鹿児島市星ケ峯４丁目18番20号
債務者　有限会社和耕産業
代表者代表取締役　宮元　和美
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７６号
愛知県犬山市大字犬山字西古券378番地
債務者　大藪　元明
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部